

## ○大船渡市営住宅運営委員会規則

昭和 28 年 4 月 20 日規則第 13 号

第 1 条 公営住宅及び市有住宅の貸付その他運営の公正を期するため大船渡市営住宅運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 条 委員会は前条の目的を達するため市長の諮問に応じ、又は意見を具申するものとする。

第 3 条 委員会は、委員若干名をもって組織し、委員は、民生委員、市職員及び入居者等の中より市長において任命又は委嘱する。

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き委員の互選によりこれを定める。委員長は会議の議長となる。

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 条 委員会の庶務は、都市整備部住宅公園課において処理する。

第 7 条 この規則の定めるもののほか議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。